（法第四十条第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第七十五条　（略）

一～八　（略）

九　新規事業分野開拓会社等の議決権について第六十九条第十二項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十三項の規定による処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

（削る）

十　（略）

2　前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して主務大臣等に提出しなければならない。

一～四　（略）

3　（略）

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第七十六条　（略）

2　（略）

3　法第十四条の規定は、第一項第三号に規定する議決権について準用する。この場合において、同条中「所有する株式」とあるのは「所有する株式又は持分」と、「主務省令」とあるのは「経済産業省令・財務省令・内閣府令」と、「である株式」とあるのは「である株式又は持分」と読み替えるものとする。

（特例対象会社）

第七十八条　法第四十条第八項に規定する主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（商工組合中央金庫の子法人等に該当しないものに限る。第三項及び第九十条第一項第三十五号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であって、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ　商工組合中央金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの

ロ　当該株式会社に商工組合中央金庫又はその子会社が出資しているもの

二　事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であって、第六十九条第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

（削る）

（法第四十条第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第七十五条　法第四十条第二項に規定する主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～八　（略）

九　第六十九条第八項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十　元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式等の取得

十一　（略）

2　前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して主務大臣等に提出しなければならない。

一～四　（略）

3　（略）

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第七十六条　（略）

2　（略）

3　法第四十条第八項の規定は、第一項第三号に規定する議決権について準用する。

（商工組合中央金庫又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権）

第七十八条　法第四十条第八項（令第六条第三項並びに第六十九条第十一項、第七十三条第五項、第七十六条第三項及び第九十条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、商工組合中央金庫又はその子会社が取得し、又は保有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権とする。

一　有価証券関連業を営む金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）及び外国の会社が業務として所有する株式等

（新設）

（新設）

二　投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（有限責任組合員が議決権を行使できる場合、議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなった日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。）

三　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによって成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（非業務執行組合員が